水戸市立石川小学校いじめ防止基本方針

令和５年４月３日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利ばかりでなく、生存する権利までをも著しく侵害する行為です。そして、児童の心や体のすこやかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、その命や体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。このようないじめの危険から児童の人としての尊厳を守るため、石川小学校では、「石川小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

１　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

２　基本理念（いじめ防止対策推進法第３条）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

３　児童の責務（いじめ防止対策推進法第４条）

児童は、いじめを行ってはならない。

４　学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第８条）

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

５　保護者の責務（いじめ防止対策推進法第９条参考）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

６　学校におけるいじめの防止（いじめ防止対策推進法第１５条参考）

- 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する児童が自主的に行う活動や児童会活動に対する支援を行う。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動として、全校で「なかよし集会」を実施する。

７　いじめ早期発見のための措置（いじめ防止対策推進法第１６条参考）

- いじめを早期に発見するため、児童に対する調査を毎月実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- いじめ調査実施後、担任等との教育相談を実施する。
- 児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。（スクールカウンセラー等）
- 校内オンライン相談窓口を設置し、児童がＳＯＳを出せる環境を整える。

８　いじめの防止等の対策のための教職員の資質の向上（いじめ防止対策推進法第１８条）

・　いじめの防止等のための対策に関する研修を適宜実施する。

９　インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（いじめ防止対策推進法第１９条）

・　発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処できるように、児童及びその保護者に対し、必要な啓発活動として、外部講師を招いた研修会等を実施する。

10　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（いじめ防止対策推進法第 22･23 条）

・　「いじめ防止対策会議」を設置する。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等とする。

＜活　動＞

・　アンケート調査並びに教育相談に関すること。

・　いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

・　いじめ防止に関すること。

・　いじめ事案への対応に関すること。

＜開　催＞

・　定例会を学期に１回程度実施し、生徒指導状況については、毎週、集会等で全職員で全職員で情報共有、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

・　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

11　いじめへの対処と関係機関等との連携（いじめ防止対策推進法第１７・２５条）

・　いじめに係る事案や相談を受けた場合は、「いじめ防止対策会議」を開催し組織的に対応することとし、すみやかに事実の有無の確認を行う。

・　いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・　いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・　犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、水戸市教育委員会及び水戸警察署等と連携して対処する。

12　重大事態への対応（いじめ防止対策推進法第２８条参考）

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

（１）　重大事態が発生した旨を、水戸市教育委員会に速やかに報告する。

（２）　水戸市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

（３）　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

（４）　上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。